

# 学校いじめ防止基本方針

和歌山県立串本古座高等学校

平成26年 3月 作成

令和 2年 4月 改訂

## 1 はじめに

いじめは、生徒の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって、いじめを受けた生徒を苦しめるばかりか、人間の尊厳を侵害し、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為である。本校においては、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われているいじめを認識しながらもこれを放置することがないように努めなければならない。

そのためには、小規模校の利点を生かし、平素から職員集団が個々の生徒たちの学校生活や家庭生活の状況を把握し、保護者や地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体で組織的にいじめの防止及び早期発見に努めるとともに、生徒がいじめを受けているときは、迅速かつ適切に対処し、さらにその再発防止に努めることとする。

## 2 いじめの定義

### 【いじめ防止対策推進法第2条】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かは、法に定められた定義に基づき行うものとする。その際、いじめられた生徒の立場に立つことを基本とし、表面的、形式的に判断するのではなく、いじめには様々な態様があることを踏まえ、生徒の言動をきめ細かく観察して判断するものとする。

また、いじめの認知については、次の項目に留意する。

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾・スポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該生徒との何らかの人的関係を指す。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響をはじめ、金品を要求されたり、隠されたり、嫌なことを強要されることや、インターネット上での誹謗中傷なども意味する。
- 外見的に、遊びの延長やけんかのように見えることでも、事実の全容をしっかりと見極め、生徒が感じる被害性に着目し、いじめかどうかを判断する。

○インターネット上で悪口を書かれた生徒が、そのことを知らず、心身の苦痛を感じていない場合についても、加害行為を行った生徒が判明した場合は、適切な対応をとる。

○いじめの中には犯罪行為として取り扱うべきと認められ、警察に相談する必要があるものや、生徒の生命財産に重大な被害が生じるような警察に通報しなければならないものが含まれる。

### 3 いじめの理解

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題である。いじめに気づくためには、「いじめは、見ようとしないと見えない」との認識に立ち、いじめに見られる集団構造やいじめの態様についてしっかりと理解する。

#### (1) いじめに見られる集団構造

いじめは、加害・被害という二者関係だけの問題ではない。周りではやし立てたり面白がったりする「観衆」や、見て見ぬ振りをし、暗黙の了解を与えている「傍観者」も、いじめを助長する存在である。

また、一見、仲が良い集団においても、集団内に上下関係があり、上位の者が下位の者に他者へのいじめを強要しているケースもあるなど、周囲の者からは見えにくい構造もある。さらに、直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性があり、インターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービスでのやりとりの中でつくられている関係についても留意する。

#### (2) いじめの態様

いじめは、冷やかしからかい、悪口等、見た目にはいじめと認知しにくいものがあるほか、暴力を伴わない脅しや強要等がある。たとえ、冷やかしからかい等、一見、仲間同士の悪ふざけに見えるような行為であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、深刻な苦痛を伴うものになり得る。

特に、遊びのふりをして軽く叩く、蹴るなどは、周囲の者がいじめと認知しにくい場合もあることから、いじめを受けた生徒の心情を踏まえて適切に対応する。本校では、いじめを認知する際の具体的な態様として、次のような例を参考にしながら判断するものとする。

##### (ア) 暴力を伴うもの

○わいせつな行為の強要、その他一方的な加害行為

○水や泥をかける、叩く、殴る、蹴る、小突く、物をぶつける、胸倉を掴む、押し倒す、髪の毛を引っ張る/切る、つねる、水や泥をかける、格闘技の強要等

○火を押し付ける等

##### (イ) 暴力を伴わないもの

○ひやかしからかい、悪口、おどし

- 仲間外れ、無視、金品のたかり
- 所有物を隠す、盗む、壊す、破る、捨てる、落書きする
- インターネット上や黒板等において、実名を挙げて中傷する
- 嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをさせる
- 自分の欲しい物を他人に盗ませる、金品や物品を要求する
- 他人の秘密やプライバシーや人権を侵害する情報を無断でSNS等に掲載する

#### 4 いじめの防止等の対策のための取組

(1) いじめ防止対策委員会：組織の構成員は次の通りとする。

教頭・学習企画支援部長・生徒活動支援部長・学年主任・養護教諭・特別支援コーディネーター・教育相談担当・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

(2) いじめの未然防止のための取組

学校における全ての教育活動を通して人権尊重の精神を育成し、自他の違いを互いに認め合い、よりよい人間関係を構築する取組をすすめる。

(ア) 友人関係、集団づくり、社会性を育むための取組

- 人権LHRを各学期に1回実施し、「共に認め合う」「共に助け合う」「共に学びあう」ことを主眼としたクラス作りを行う。
- インターンシップを実施し、地域での職業体験・社会体験の機会を設ける。
- 生徒会活動の活性化を図る。学校行事での企画運営をとおして自分たちでできることを主体的に考え、行動できることを目指す。
- 学校行事や部活動で協力し合う活動を行う
- 各教科、分掌等と連携した道徳教育の推進

(イ) インターネット上のいじめの防止

- 外部の専門家を招き、インターネット利用のマナーやモラルについて学習させる。
- 保護者に対し、フィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルールづくり等を周知徹底する。

(ウ) わかる授業づくりへの取組

- 教材研究、教材の精選、教育資料の導入について相互に又は教科で研修を重ねる。
- 教育課程検討委員会等でわかりやすい授業についての研究を行う。
- 研究授業・公開授業を行い、教科指導力を向上させる。
- 基礎力診断テスト等を実施し、分析を行う。
- 授業規律を身につけさせるための情報交換など。

(3) いじめ早期発見のための取組

生徒とのコミュニケーションを深めることでクラス、クラブ等の集団活動における人間関係のひずみへの気づきを高める。

(ア) いじめアンケートの実施

○学期に1回アンケートを実施し、生徒の実態把握に努める。

(イ) スクールカウンセラー、養護教諭等と連携した生徒理解

○生徒に対するカウンセリングだけでなく、保護者からの相談も受け入れる体制をつくる。

○教育相談室、保健室等を適切に活用した居場所作りに努める。

(ウ) 面談等の実施

○LHR等を活用した定期的な個人面談を実施し、生徒の実態把握に努める。

○保護者を交えた三者面談を長期休暇前に実施し、家庭と連携した生徒の実態把握に努める。

(4) いじめ早期対応の取組

(ア) 安全確保

○いじめを受けた生徒の安全を確保する。

○いじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

○初動を大切にし、迅速に対応する。

(イ) 事実確認

○複数の教職員による当該生徒への聞き取りを行い、時系列に正しく確認記録する。

(ウ) 指導・支援・助言

○スクールカウンセラーへ協力を要請する。

○複数の教職員等で対応する。

○いじめを受けた生徒、保護者に対する支援、助言。

○いじめを行った生徒、保護者に対する指導、助言。

○対応したことを記録する。

(エ) 情報提供

○いじめを受けた生徒の保護者に必要に応じて提供する。

○いじめを行った生徒の保護者に必要に応じて提供する。

(オ) 関係機関との連携

○「きのくに学校警察相互連絡制度」に基づき、警察と連携・協力して事態の対応にあたる。

○「三町中高生徒指導連絡協議会」「紀南地区高校生交通防犯対策協議会」「東牟婁地方中高生徒指導研究協議会」において警察、青少年センター等と連絡を密にし、事態の対応にあたる。

- (5) インターネットを通して行われるいじめ等への対応
  - (ア) 生徒からの情報や県が実施するネットパトロールからの情報に基づき、警察等関係機関や保護者とも連絡を取りながら適切に対応する。
  
- (6) 教職員の資質能力の向上
  - (ア) 和歌山県いじめ防止基本方針、いじめ対応マニュアル及びハンドブックなどを活用して校内研修を実施する。
  - (イ) 警察、青少年センター、教育センター学びの丘等関係機関の支援を得てケーススタディを行う。
  
- (7) 家庭・地域との連携
  - (ア) ホームページで情報を発信するとともに、町内各機関や各中学校との情報交換に努める。
  - (イ) 月2回街頭指導の実施し、校外での生徒の様子を把握する。
  - (ウ) 育友会生徒指導部と連携を図り、地域の祭礼等での見回り指導を強化する。
  
- (8) 継続的な指導・支援
  - (ア) いじめ防止対策委員会を学期ごとに実施し、生徒の人間関係を継続的に注視していく。
  - (イ) いじめを受けた生徒については、スクールカウンセラーや特別支援コーディネーターが継続的な心のケアに努めるとともに、自己有用感等が回復できるよう支援する。
  - (ウ) いじめを行った生徒については、いじめの背景にある原因やストレス等を取り除くよう支援するとともに、相手を思いやる感情や規範意識が向上できるよう粘り強く指導する。
  - (エ) 当該生徒の保護者と常に連絡を取り合い、家庭での様子や生徒の言動を継続的に把握する。
  
- (9) 取組内容の点検・評価
  - (ア) 学校評価等を利用して具体的な取組状況や達成状況を確認する。
  - (イ) いじめ防止対策委員会を中心に学校基本方針を点検し、必要に応じて見直しを行う。

## 5 重大事態への対処

### (1) 重大事態の判断・報告

次のような事態（以下、「重大事態」という。）が発生した際、文部科学省で定めている重大事態対応フロー図をもとに、直ちに適切な対処を行う。

- ①いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ◆「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた生徒の次のような状況に着目して判断する。
  - 生徒が自殺を企図した場合
  - 人体に重大な障害を負った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合
  - 金品等に重大な被害を負った場合
- ②いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
  - ◆「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席するような場合には、学校は直ちに調査に着手する。

## (2) 重大事態の調査の実施と結果の提供

- (ア) 重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。
- (イ) いじめ防止対策委員会が中心となって、事実内容を明確にするための調査にあたる。
- (ウ) 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の生徒やその保護者に説明するなどの措置を行う。
- (エ) 調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた生徒及びその保護者に対して提供する。

# 重大事態対応フロー図

## いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

## 重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告
- ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(生徒が自殺を企図した場合等)
- イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※ 「生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

## 学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

### 学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

#### ● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。

※第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

#### ● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。

※たとえ調査主体に不都合があったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要。

※これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

#### ● いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

※調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。

※関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠る

ようなことがあってはならない。

※得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

※いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

### 学校が調査主体の場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力



年間指導計画

月	会議等	防止対策	早期発見
4月	いじめ防止対策委員会 (教育サポート委員会)		
5月			
6月			
7月	いじめ防止対策委員会 (教育サポート委員会)	人権LHR	いじめアンケート 三者面談
8月			
9月			
10月		人権LHR	
11月			
12月	いじめ防止対策委員会 (教育サポート委員会)		いじめアンケート 三者面談
1月	いじめ防止対策委員会 (教育サポート委員会)	人権LHR	
2月	現職教育		いじめアンケート
3月	いじめ防止対策委員会 (教育サポート委員会)		

クラス単  
位での学  
級・学年づ  
くり

学校行事  
での学級・  
学年づく  
り